

！デュアル機であり、下記条件に全て合致する場合は
再免許申請書の記載に注意が必要です！

＜条件＞

- ・現在の免許の有効期間が令和6年11月30日以降である。
- ・令和6年6月1日から同年11月30日までに再免許申請書を提出する。
- ・令和6年11月30日までアナログ通信方式の周波数の使用を希望する。

上記全ての条件に合致する場合は、再免許申請書の備考欄に、令和6年12月1日以降はアナログ波を使用しないこと及び再免許後速やかにアナログ停波措置を実施し、遅滞なく電波法第17条第3項の変更届を提出する旨を記載する必要があります。

備考欄への記載がない場合、再免許を出来ない場合がありますのでご留意願います。

＜記載例＞

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 無線局の種別及び局数	簡易無線局 ●局
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	5W：3,350×●局 合計XX,XXX円 令和6年12月1日以降はアナログ波を使用しません。 再免許後すみやかにアナログ停波措置を実施し、遅滞なく電波法第17条第3項の変更届を提出します。